

平成28年9月21日

法務省民事局参事官室 御中

一般社団法人 信託協会

「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」に関する
意見について

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」に関する意見

「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」の該当箇所	意見
<p>第1 配偶者の居住権を保護するための方策</p> <p>2 配偶者の居住権を長期的に保護するための方策（P. 2～4）</p>	<p>長期居住権の法的性質については、賃借権類似の法定の債権と位置付けられ、おおむね賃貸借と同様の規律を設けることとされている。ただし、賃貸借と異なる点として、対抗要件を登記のみとし、建物の占有をもって対抗することとはしていない点が挙げられている。</p> <p>この点に関して、長期居住権と賃借権の異同を明らかにすることを望む。例えば、被相続人に貸付を行い、その所有する建物について抵当権を設定し（対抗要件具備）、相続発生後に抵当権を実行した場合、長期居住権には民法第395条は適用されることになるかといった論点がある。</p>
<p>第2 遺産分割に関する見直し</p> <p>1 配偶者の相続分の見直し</p> <p>（1）甲案（被相続人の財産が婚姻後に一定の割合以上増加した場合に、その割合に応じて配偶者の具体的相続分を増やす考え方）（P. 4、5）</p>	<p>配偶者の相続分の見直しに係る甲案は、被相続人の財産が婚姻後に一定の割合以上増加した場合に、配偶者の「具体的相続分」を増やすものであり、配偶者の「法定相続分」を変更するものではない。従って、甲案を採用した場合には、配偶者の具体的相続分が増加した場合であっても、法定相続分を基準とするルール（可分債権の遺産分割における取扱いの甲案、義務の承継、遺留分、相続人以外の者の貢献を考慮した場合の相続人の負う義務）については影響ない（例えば、可分債権の遺産分割における取扱いの甲案の考えに立った場合は法定相続分で債権を取得する）と考えて良いか。これに対して、遺留分減殺請求権のように具体的相続分を考慮するルールには影響があると考えて良いか。</p> <p>配偶者の相続分の見直しの甲案が配偶者の具体的相続分を計算するために使用する、遺産分割において被相続人が婚姻時に有していた純資産の額は、対象財産の特定が困難であること、簿価で評価するか時価変動を考慮するかを考慮した上で具体的な評価額を決める必要があるため評価が煩雑、困難であることから、実務的な観点からは、甲案は採用すべきでないとする。</p>

<p>第2 遺産分割に関する見直し</p> <p>1 配偶者の相続分の見直し</p> <p>(2) 乙-1案(婚姻成立後一定期間が経過した場合に、その夫婦の合意により〔被相続人となる一方の配偶者の意思表示により他方の〕配偶者の法定相続分を引き上げることを認める考え方)(P.5)</p> <p>(3) 乙-2案(婚姻成立後一定期間の経過により当然に配偶者の法定相続分が引き上げられるとする考え方)(P.5、6)</p>	<p>乙案を採用した場合、配偶者の法定相続分が変動する。相続人に対して円滑に相続手続を実施するため、金融機関は相続人から提出される何らかの公的書類により配偶者の法定相続分(またはその計算根拠となる条件)が容易に確認できる制度の整備を要望する。</p> <p>一方で、相続人より当該書類の提出がなく、金融機関が従来の法定相続分と判断して処理した場合は、金融機関は免責されるものとしていただきたい。</p>
<p>第2 遺産分割に関する見直し</p> <p>1 配偶者の相続分の見直し(P.4～6)</p>	<p>配偶者の相続分を増加させるルールを採用する場合には、遺言に基づく財産の承継、生前贈与、信託の設定等が、当該ルール適用により可能となる遺留分減殺請求により影響を受けないよう経過措置を講じることを要望する。</p> <p>信託業務における影響として、現在保管している遺言の書き換え、現行法では遺留分侵害が生じないように作成した遺言に基づく財産承継に対する遺留分減殺請求、教育資金贈与信託、結婚・子育て支援信託について遺留分減殺請求がなされた場合の税務署への申告書の提出等が挙げられる。相続はトラブルが生じ易いため、経過措置の策定にあたっては、混乱が生じないよう慎重な検討を要望する。</p>
<p>第2 遺産分割に関する見直し</p> <p>2 可分債権の遺産分割における取り扱い</p> <p>(2) 乙案(可分債権を遺産分割の対象に含めることとし、かつ、遺産分割が終了するまでの間、可分債権</p>	<p>乙案を採用した場合には、原則として、可分債権、不可分債権ともに遺産分割が終了した後に権利行使を認めることとなり、ルールとして分かりやすいため、乙案の採用に賛成する。</p> <p>なお、乙案を採用した場合、相続人に行方不明者がいるなどの理由により遺産分割協議ができず長期間相続手続が出来ないケースが想定される。この問題を解決するため、一定期間経過後は不可分債権とみなし、共有物分割請求を可能とすることが考えられる。</p>

<p>の行使を禁止する考え方) (P. 7)</p>	<p>乙案を採用する場合、遺産分割前の権利行使を認めるべきである。相続人に遺産分割前の権利行使を認める方法については、迅速な対応を可能とするために、各預金口座の相続開始時の残高に一定割合を乗じた額その他明確な基準が定められることを要望する。</p> <p>明確でない基準、例えば支払時にその資金使途が生活資金または葬儀代等、資金使途が適切かどうかを判断基準とする場合には、金融機関にとって判断が難しい場面が想定され、窓口で即時に支払うことは困難となる。なお、払出しの対象となる権利は、預貯金に限らず金融資産に広げるべきであり、明確性の観点からは政省令等で個別に特定することが望ましい。</p>
<p>第3 遺言制度に関する見直し 2 遺言事項及び遺言の効力等に関する見直し (3) 遺贈の担保責任 (P. 10)</p>	<p>遺言者が相続財産に属する物又は権利を遺贈の目的とした場合には、遺贈義務者は、相続が開始した時の状態で、その物若しくは権利を引き渡し、又は移転する義務を負うものとされている。「遺贈義務者」は遺贈を実行する義務を負う者であり、遺言執行者がいるときは、遺言執行者が遺贈義務者となる。遺言執行者は「遺贈義務者」として、その物若しくは権利を引き渡し、又は移転する義務を負う。しかし、対象となる物若しくは権利に関して、相続が開始した時の状態であることに責任を負うべきでないとする。</p> <p>遺言執行者について補足説明 46 頁では「遺言の内容の実現は、本来、遺言者の権利義務の承継人である相続人がこれをすべきものであるが、遺言の内容によっては、相続人との利害対立、相続人間の意見の不一致、一部の相続人の非協力などによって、公正な執行が期待できない場合がある。遺言執行者制度の趣旨は、このような場合に、遺言の執行を遺言執行者に委ねることにより、遺言の適正かつ迅速な執行の実現を可能とすることにあると考えられる。」と説明されている。その趣旨から、遺言執行者は相続人に代わって事務の執行は行うが、財産の内容について責任を負わないとする。もっとも、遺言執行者が就職後、財産の管理の失当により相続財産を毀損した場合には損害賠償義務を負うが、この義務は遺贈の担保責任として負うのではなく、遺言執行者としての善管注意義務の違反による損害賠償義務と考える。</p>

<p>第3 遺言制度に関する見直し 4 遺言執行者の権限の明確化等 (2) 民法第1013条の見直し (P. 11)</p>	<p>1013条は、遺言の執行を妨げる「処分行為」のみならず、「その他遺言の執行を妨げるべき行為」を禁止している。「その他遺言の執行を妨げるべき行為」としては、例えば、相続財産の管理としての性質をもつ事実行為が挙げられる。一部の相続人の妨害を排除し、円滑に遺言執行を進めるため、遺言による権利変動と相続人による処分が抵触する場合について対抗問題として優劣を決するとの考えに基づき1013条を見直すとしても、「その他遺言の執行を妨げるべき行為」を禁止するとの条項は残して頂きたい。</p> <p>遺言執行者がある場合に相続人が相続財産を処分した場合について対抗要件の問題として処理すること(甲案)が不都合であることは文献で明確に指摘されている(新版注釈民法(28)相続(3)356頁)。遺言者の意思を可能な限り尊重すべき問題であること、善意の第三者が保護されれば足りることから、第三者保護の方法としては乙案が望ましい。なお、不動産甲をAに相続させる遺言がなされたが、もう一人の相続人Bが第三者Cに不動産を売却した場合、以下の結論で良いか。BはAの法定相続分を処分する権限がないため甲乙いずれの案においても、CはAの法定相続分は取得できない。Bの法定相続分を取得できる要件が甲案乙案で異なる。甲案は対抗問題として処理するため、Cが先に登記を具備すればBの法定相続分を取得したことをAに対抗できる(Cが悪意であっても対抗できる。Cが背信的悪意者である場合は対抗できない)。乙案はCが善意の場合のみBの法定相続分を取得したことをAに主張できる(ただし登記は不要)。</p>
<p>第3 遺言制度に関する見直し 4 遺言執行者の権限の明確化等 (4) 遺言執行者の復任権・選任・解任等 (P. 12)</p>	<p>遺言執行者の権限喪失事由として「相当と認めるとき」は広範であるため、濫用的な申立てにより遺言執行に支障が生じかねないことが懸念される。遺言執行者が相当の期間内にその任務に属する特定の行為をしない場合には、相続人間における遺言の有効性等に関する争いの存在、相続人の一部による妨害行為等様々な理由があるため、不必要に申立てが行われないよう検討されたい。</p> <p>今般の見直しで「一部の辞任」も認められることは実務的であり望ましい。</p> <p>一方、「正当な事由」の意味・範囲をより明確化頂きたい。例えば、相続人間の争いに巻き込まれた場合、当初から相続人間の争いの発生が懸念される場合等については、正当な事由が認められることが望ましい。</p>

<p>第4 遺留分制度に関する見直し</p> <p>1 遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し (P. 12~14)</p>	<p>補足説明 55 頁における見直しの必要性において遺留分減殺請求権の物権的効果により円滑な事業承継が困難になること等が挙げられているが、乙案であると、物権的効果が生じる可能性は残ることから金融機関等はそれを前提とした対応をとらざるを得ない場合も想定されるため、甲案が望ましい。</p>
--	--